

湖北地域消防本部告示第1号

林野火災に関する警報及び林野火災に関する注意報に関する発令対象区域等の指定を次のように定める。

令和7年12月25日

湖北地域消防本部消防長 清水 正幸

林野火災に関する警報及び林野火災に関する注意報に関する発令対象区域等の指定

湖北地域消防組合火災予防条例（平成18年湖北地域消防組合条例第34号）第29条の8、第29条の9の規定に基づき、林野火災に関する警報及び林野火災に関する注意報に関する発令対象区域等を次のとおり指定する。

発令対象区域は森林及び森林の周囲1キロメートルとし、発令期間については11月から3月までを対象とする。なお、森林とは森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に定める森林で、同法第5条第2項第1号及び第7条の2第1号の規定で定める森林計画の区域とする。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。